第４部
各種災害対策編

目次

第４部　各種災害対策編

第１章 総則
第１節 計画作成の主旨等 1
第１ 計画の目的 1
第２ 計画の構成 1
第３ 他の計画及び他の法令に基づく計画との関係 1
第４ 計画の取扱い 2
第２章 雪害
第１節 予防対策 3
第１ 計画の目的 3
第２ 予防対策 3
第２節 応急対策 6
第１ 災害情報の収集伝達 6
第２ 活動体制の確立 6
第３ 捜索、救助・救急及び医療救護 7
第４ 道路交通確保対策 7
第５ 交通規制措置 8
第６ 災害広報 8
第３章 林野火災
第１節 予防対策 9
第１ 計画の目的 9
第２ 予防対策 9
第２節 応急対策 11
第１ 災害情報の収集伝達 11
第２ 活動体制の確立 12
第３ 捜索、救助・救急、医療救護及び消火活動 12
第４ 交通規制措置 13
第５ 避難誘導 13
第６ 災害広報 13
第７ 二次災害の防止 14
第８ 避難 14
第４章 大規模火災
第１節 予防対策 15
第１ 計画の目的 15
第２ 予防対策 15
第２節 応急対策 18

第１ 災害情報の収集伝達 18
第２ 活動体制の確立 19
第３ 捜索、救助・救急、医療救護及び消火活動 19
第４ 交通規制措置 19
第５ 避難誘導 20
第６ 災害広報 20
第７ 避難 20
第５章 火山災害
第１節 予防対策 21
第１ 計画の目的 21
第２ 予防対策 21
第２節 応急対策 22
第１ 災害情報の収集伝達 22
第２ 活動体制の確立 24
第３ 避難指示等の発令基準（火山災害）及び噴火警戒レベル 24
第４ 捜索、救助・救急、医療救護 26
第５ 交通規制措置 26
第６ 災害広報 27
第７ 避難者の受入れ 27
第６章 航空災害
第１節 予防対策 28
第１ 計画の目的 28
第２ 予防対策 28
第２節 応急対策 29
第１ 災害情報の収集伝達 29
第２ 活動体制の確立 30
第３ 捜索、救助・救急、医療救護及び消火活動 30
第４ 交通規制措置 30
第５ 災害広報 31
第７章 鉄道災害
第１節 予防対策 32
第１ 計画の目的 32
第２ 災害予防 32
第２節 応急対策 34
第１ 災害情報の収集伝達 34
第２ 活動体制の確立 35
第３ 捜索、救助・救急、医療救護及び消火活動 35
第４ 交通規制措置 35
第５ 災害広報 36

第８章 道路災害
第１節 予防対策 37
第１ 計画の目的 37
第２ 予防対策 37
第２節 応急対策 39
第１ 災害情報の収集伝達 39
第２ 活動体制の確立 40
第３ 捜索、救助・救急、医療救護及び消火活動 40
第４ 交通規制措置 41
第５ 危険物の流出に対する応急対策 41
第６ 道路施設・交通安全施設の応急復旧 41
第７ 災害広報 41
第９章 危険物等災害
第１節 予防対策 42
第１ 計画の目的 42
第２ 予防対策 42
第２節 応急対策 45
第１ 災害情報の収集伝達 45
第２ 活動体制の確立 46
第３ 災害の拡大防止 46
第４ 捜索、救助・救急、医療救護 47
第５ 交通規制措置 47
第６ 危険物等の大量流出に対する応急対策 47
第７ 避難誘導 47
第８ 災害広報 47
第９ 避難 47
第１０章 原子力災害
第１節 予防対策 48
第１ 計画の目的 48
第２ 予防対策 48
第２節 応急対策 49
第１ 災害情報の収集伝達 49
第２ 活動体制の確立 50
第３ 災害の拡大防止 50
第４ 交通規制措置 50
第５ 避難誘導 50
第６ 災害広報 51

第１章 総則

第１節 計画作成の主旨等

本節では、地域防災計画の目的や構成、他計画との関係性、さらには計画の取扱いについて記載する。

第１ 計画の目的

本編は、雪害、林野火災、大規模火災、火山災害、航空災害、鉄道災害、道路災害、危険物等災害及び原子力災害に対処するため、近年の防災をめぐる社会構造の変化等を踏まえて総合的な対策を定めたものであり、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関等の防災関係機関が、相互に緊密な連携を取りつつ、その有する全機能を有効に発揮し、予防対策、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、住民の生命、身体及び財産を事故災害から保護することを目的とする。

第２ 計画の構成

本計画は、国の防災基本計画や県地域防災計画と整合性を有し、本市の地域性を加味した計画とし、過去の被災状況を踏まえた内容とするとともに「会津若松市総合計画」をはじめとする本市の他の分野別計画等と整合性を図るものとする。

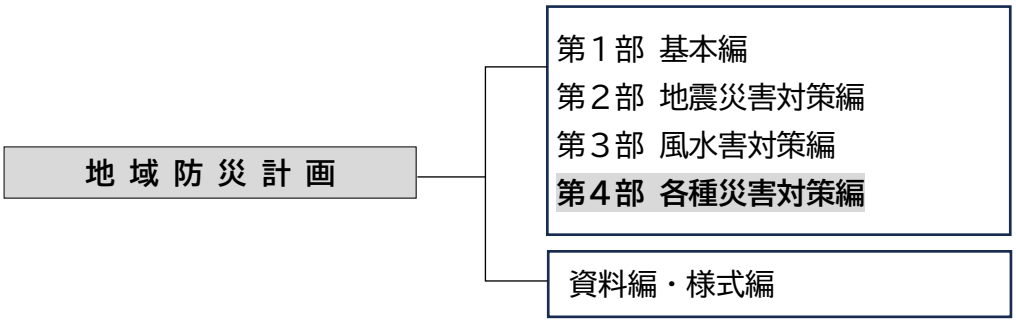

第３ 他の計画及び他の法令に基づく計画との関係

（１）県地域防災計画との関係

県地域防災計画（事故災害対策編・原子力災害対策編）と整合を有する。

（２）他法令等に基づく計画との関係

この計画は、基本法第42条の規定に基づき、会津若松市防災会議が作成する市地域防災計画のうち、事故災害に関する計画として定めたものであり、国の防災基本計画、防災業務計画、県地域防災計画と連携した市の地域に関する計画である。

【国、県、市町村における防災会議と防災計画（各種災害対策編）の位置づけ】

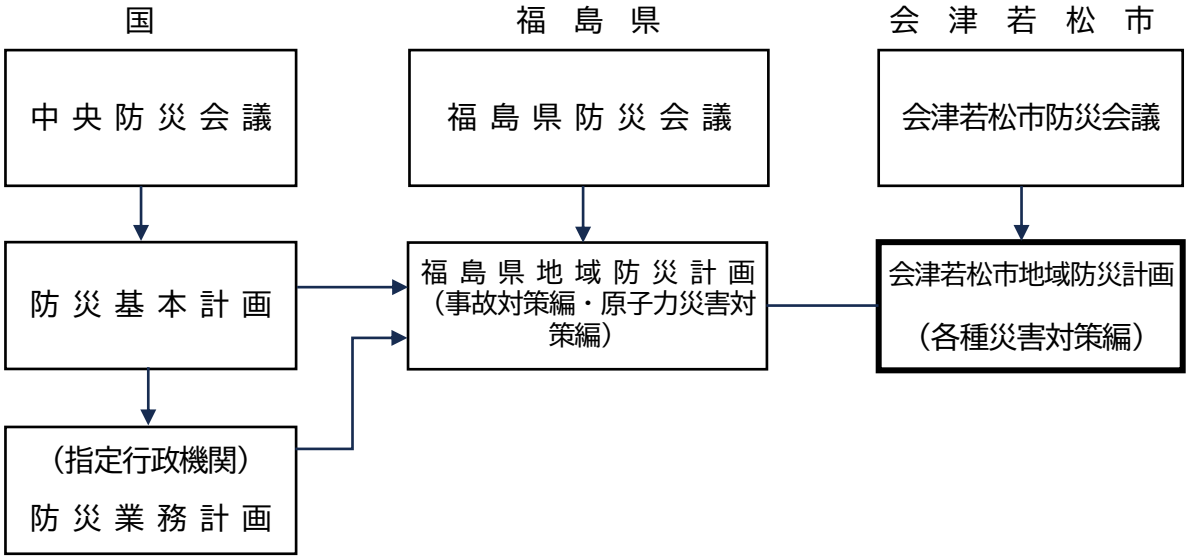

第４ 計画の取扱い

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。

なお、「各種災害対策編」における災害復旧・復興対策については、「地震災害対策編」及び「風水害対策編」の内容を準用するものとする。

第２章 雪害

第１節 予防対策

本市は豪雪地帯に位置し、これまでにも度々大雪による雪害が発生してきた。

令和７年２月には、観測史上最大の積雪深121cmを記録し、交通網の混乱をはじめ建物の損壊、さらには落雪による転倒事故など、市民生活に大きく影響したところであり、これらを踏まえた雪害対策を進めていく。

第１ 計画の目的

雪害が発生した場合、又は発生のおそれがある場合、市及び防災関係機関が連携し、雪害の拡大防止と被災者の救助救護に努め、被害の発生を最小限にとどめるため、防災関係機関が実施する予防及び応急の各対策について定める。

第２ 予防対策

（１）気象情報等について関係機関との日頃から連絡を密にし、発せられた通報を迅速かつ正確に受信し、関係課、関係機関との体制構築に努めるとともに、市民に対して、気象情報や道路状況、除雪状況等についての適切な情報提供に努める。

（２）災害を未然に防止するため、市は特に事前広報に重点を置き、今後の動向及び予想を検討しながら、積雪期を迎えた市民の心構え等について周知徹底を図る。また、雪下ろし中の転落事故や屋根雪の落下等による人身事故の防止を図るよう、除雪作業の危険性と対応策を市民に示し、注意喚起に努めるとともに、除雪作業に対する理解や協力が得られるよう周知を図る。

（３）集中的な大雪が予測される場合は、市民一人ひとりが非常時であることを理解して、降雪状況に応じて不要・不急の外出を控える等、主体的に道路の利用抑制に取り組むことが重要である。雪道を運転する際には、気象状況や路面状況の急変があることも踏まえ、車内にスコップやスノーブラシ、飲食料及び毛布等を備えておくよう心がけるとともに早期の燃料補給を心掛けるものし、市はこれらの考え方の普及を図っていく。

（４）市は、大雪時における雪害対応タイムラインを作成し、災害級の大雪が見込まれる場合には早期の対策本部の設置や市民等への注意喚起、円滑な集中除排雪などを実施していく。

１ 雪に強いまちづくりの推進

（１）建築物の安全確保

市及び県は、住宅の耐震性を確保するとともに、屋根への雪荷重の増加による地震時の家屋倒壊などを防止するため、建築基準法の構造規定を遵守するよう指導等に努める。

また、市は、雪止めの設置や雪下ろし作業による二次的災害防止のための措置を図るよう啓発に努める。

（2）積雪期における避難路・避難場所の確保

市及び防災関係機関は、消融雪施設（流雪溝等）の整備を進めるとともに、避難路・避難場所の確保に努める。

2 道路の除雪対策

（1）市は、関係機関及び民間団体と緊密な連携のもとに除雪、排雪を行い、交通、輸送の確保にあたる。なお、状況によっては、交通規制の必要性なども考えられるところから、警察署と連絡を密にし、対策にあたるものとする。

特に、集中的な大雪に対しては、道路ネットワーク全体として通行止め時間の最小化を図ることを目的に、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努める。

（2）集中除雪路線については、県等とあらかじめ実施路線を決め、効率的に作業が行えるよう調整を図る。

（3）災害級の降雪、積雪が見込まれる場合は、早期の除雪及び排雪作業の実施に努める。

（4）雪捨て場については、阿賀川、湯川、及び溷（せせなぎ）川筋を基本とし、状況により他の雪捨て場を利用できるよう確保に努める。なお、雪捨て場は、市民に事前に周知を図る。

（5）道路の除雪は、消火活動に大きな影響を及ぼすため、市は、消防機関と連携協議の上、消火栓や防火水槽等が使用できる状態の確保に努める。特に、消防団及び消防機関の自主的除雪の協力を求め、広報や巡回指導を通じ火災予防についての周知徹底を図る。

※消防団（非常備消防）：消防組織法に基づき、それぞれの市町村に設置される消防機関。
その構成員である消防団員は、自営業やサラリーマンなどの仕事を持ちながら、地域における消防・防災のリーダーとして、平時・非常時を問わずその地域に密着し、住民の安心と安全を守るという重要な役割を担います（非常勤特別職の地方公務員）。

3 雪崩対策

（1）雪崩危険箇所の周知及び危険防止

市は、気象状況、積雪状況を踏まえ、雪崩の発生の可能性について、住民に適宜広報を行い、注意を喚起するとともに、雪崩の発生により人家に被害を及ぼす可能性が高いと認めたときは、住民に対し避難指示等を行う。住民が自主的に避難した場合は、直ちに避難所への受入体制をとるとともに、十分な救援措置を講じる。

（2）警戒避難体制の確立

市は、それぞれの危険箇所における警戒避難体制の整備を図るため、避難指示等の発令判断基準、適切な避難方法、避難場所の選定及び周知、予警報及び避難指示等の伝達方法などの避難体制の確立を図る。

4 孤立集落への対策

中山間地域等、雪崩などによる交通途絶により孤立するおそれのある集落について、孤立予防対策を推進する。

（１）主な実施機関

市（危機管理課、道路課、農政課、農林課、市民協働課）、関係機関、各道路等施設管理者

（２）孤立予防対策の推進と防災体制の整備

交通途絶を防止するため、危険箇所や橋等に対する予防対策を推進し、周辺住民に危険箇所を周知する。

また、住民自ら、救助・救出、避難誘導、避難所生活の支援ができるよう自主防災組織の育成を進め、消防団や地域の企業などとの連携を促進する。

防災関係機関は、集落が孤立した際、早急な復旧が図られるよう関係機関との応援体制を整備する。

５ 地域ぐるみの除排雪

除排雪の主な施策は次のとおりとする。

（１）効果的に除雪、排雪を行うには、市民の協力が必要不可欠であり、日頃からの地区活動の一つとして、地域のつながりの中で協力して対応することを周知するとともに、市民の雪処理に対する心構え、協力の方法等につき十分な広報を行い、趣旨徹底を図る。

（２）災害級の降雪、積雪等により、地域での除雪・排雪等の処理能力を超えた場合において、集落の孤立や雪崩の発生など、市単独での対応が不可能と判断される状況においては、県に対して支援を要請する。

（３）雪捨て場及び雪溜め場については、状況により、地域の協力を得て、広場や空き地などを利用できるようその確保に努める。

（４）高齢者や障がいを持つ方等の住宅で除雪が必要な世帯については、スノーバスターズなどのボランティアの協力を得ながらその対応にあたる。

（５）地域の私道で公共性が高い生活道路の除雪に対し、地域住民の協力を求め、市はその除雪経費などを支援する。

（６）適切に管理されていない空き家等からの落雪の危険がある場合、市は所有者に対し危険性の排除について適切な維持管理を働きかけることとする。また、緊急的な対応として道路管理者は、バリケード等を設置する。

（７）事業者は、異常降雪時において生活道路の不通や幹線道路の交通障害が発生し、日常生活や経済活動に大きな影響が生じることを踏まえ、あらかじめ事業継続計画（ＢＣＰ）を策定し、大雪による影響の軽減を図る。

６ 捜索、救助・救急及び医療救護

市及び防災関係機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定しあらかじめ、警察・消防機関及び医療機関の連絡体制の整備を図るとともに、相互の連携強化に努める。

７ 要配慮者対策

第２部地震災害対策編第２章第17節を参照。

第２節 応急対策

第１ 災害情報の収集伝達

１ 災害情報の収集

市及び防災関係機関は、災害情報の収集伝達について「第２部第３章第４節」の定めにより実施するものとする。

２ 災害情報の伝達

市は、災害関連情報等を集約し、防災関係機関、報道機関、ライフライン･公共交通機関に逐次周知する。

市民に対しては、次の方法により、効果的な情報伝達に努める。

（１）携帯メール（緊急速報メールや防災メール）による情報伝達
（２）災害時電話発信サービスによる情報伝達
（３）防災行政無線による情報伝達
（４）ホームページ
（５）ラジオ放送
（６）ＳＮＳを活用した情報発信
（７）県防災アプリによる情報発信
（８）テレビのデータ放送（Ｌアラートの活用）

第２ 活動体制の確立

１ 応急活動体制の整備

市は、大雪が見込まれる場合には、速やかに雪害応急対策本部を設置する。

雪害応急対策本部の設置、本部の対応、その後の解散については、次の基準により対応するものとする。

設置・解散基準及び対応	内容
設置基準 （右記のいずれかに該当し、かつ著しく市民生活に支障が生じると判断される場合）	・大雪警報が 48 時間以上継続すると見込まれる場合 ・積雪量が 80 ㎝を超えると見込まれる場合 ・その他本部長（市長）が必要と認めた場合
本部設置後の対応	・道路や歩道の除雪・排雪の実施及び雪捨て場の確保 ・雪害応急対策班を組織し、要配慮者世帯への除雪支援 ・気象情報の収集、市民への広報 ・町内会への除排雪補助金交付 ・被害状況の取りまとめ
解散基準 （右記のいずれも満たす場合）	・積雪深 25㎝ になった場合。当面 50 ㎝を超える見込みがない場合 ・気象予報で当面まとまった積雪が見込まれない場合 ・対策本部で実施する応急対策が概ね完了したと見込まれる場合

第３ 捜索、救助・救急及び医療救護

積雪や雪崩により要救助者が発生した場合は、迅速に警察・消防機関を中心に捜索・救助等にあたり、医療機関と連携して円滑な傷病者の受入に努めるものとする。

詳細は、第２部地震災害対策編第３章第８節及び第11節を参照。

第４ 道路交通確保対策

１ 道路除排雪対策

市は、道路除排雪事業の総合的な実施及び円滑な処理の実施を促進するため、除雪実施計画をもとに除雪作業を実施するとともに、積雪状況に応じ、県等と連携して新たな雪捨て場を開設する。

道路管理者は、各年度において定める「除雪事業計画概要」に基づき、道路除排雪を実施し、情報施設により道路情報を提供するものとする。

２ 路上駐車の防止

道路の除排雪作業を円滑に行うためには、除排雪作業を阻害するような駐車をさせないことが重要であるため、市民等に対し、除雪作業に対する理解周知を図る。

３ 集中除排雪の実施

集中除排雪においては、関係機関と連携して、スクラム除雪など効率的な作業に努めるとともに、市民に対し道路規制等の情報を速やかに伝達する。

４ 道路利用抑制への協力

市民及び事象所等は、最新の気象情報や交通情報等に留意し、大雪の場合は、テレワークの活用などを含め不要不急の外出を控えることに協力するものとする。

５ 車両の立ち往生への対応

道路管理者等を中心とする関係機関は、車両の滞留状況や開放の見通し等に関する道路情報の迅速な提供に努めるとともに、積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、相互に連携の上、運転者等のための避難所を必要に応じて設置するものとし、滞留車両の乗員に対しては、救援物資の提供などを行うものとする。

第５ 交通規制措置

二次災害の発生防止、円滑な応急活動の実施、事故原因の調査究明を行うため、市は、警察及び関係機関と連携し、事故現場への立ち入り制限を実施する。

第６ 災害広報

市は、防災関係機関と調整し、市民に対し、災害に関する広報を実施する。

（１）最新の災害情報は、市のホームページで公表するものとし、合わせて広報チラシ、ＦＭ放送、デジタルサイネージ、ＳＮＳ、テレビ等で周知する。

（２）災害発生からの時間の経過を踏まえて、被災者の必要性に即した二次的な情報を的確に提供することとする。

（３）災害時の広報にあたっては、災害段階に応じた情報を提供する。

① 災害発生直後の広報（地震や大規模な事故・災害等の被害状況、緊急安全確保等）

② 被害状況が鎮静化した段階の広報（災害二次情報、生活支援情報等）

第３章 林野火災

第１節 予防対策

第１ 計画の目的

火災による広範囲にわたる林野の焼失等といった林野火災に対し、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防及び応急の各対策について定めるものとする。

第２ 予防対策

林野火災は、その発火地点等、山林の特殊性による火災の早期発見の困難、現場到着の遅延から生ずる初期消火の困難及び水利の不便等もあり、一般火災に対する消火活動とは著しく異なっている。

また、その被害は、単に森林資源の焼失にとどまらず、人家の焼失、人畜の損傷、森林の水資源かん養機能や土砂流出防止機能等の喪失等をも招くことがあり、その影響は極めて大きいものがある。

１ 林野火災に強い地域づくり

（１）山林所有者、地域の林業関係団体等は、自主的な森林保全管理活動を推進するよう努めるものとする。

（２）市は、警報発表等林野火災発生のおそれがあるときは、監視パトロール等の強化、火入れを行う者に対する適切な対応、消防機関の警戒体制の強化等を行うものとする。

（３）市は、火入れの許可申請の徹底やたき火等の把握に取り組むとともに、火入れやたき火等を行う者が火災予防上必要な措置の徹底を図るよう、適切な対応を行う。

なお、市は、許可した火入れの情報等を消防機関に共有するものとする。

２ 林野火災防止のための情報の充実

市は、林野火災防止のため、福島県総合情報通信ネットワーク、防災行政無線等を利用し、福島地方気象台と連携の上、気象警報・注意報の発表等気象に関する情報の迅速かつ正確な把握に努め、気象状況の変化に対応した予防対策を講じる。

３ 防災情報通信網等の整備

市は、防災行政無線等の整備に努めるとともに、必要に応じて不感地帯に対応した通信機器の整備について配慮する。

４ 応援協力体制の整備

「第２部地震災害対策編第２章第19節」の定めにより、応援協力体制の整備を図るために必要な措置を講じる。

５ 捜索、救助・救急及び医療救護

市及び防災関係機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定しあらかじめ、警察・消防機関及び医療機関の連絡体制の整備を図るとともに、相互の連携強化に努める。

６ 消防力の強化

（１）防火線、防火林及び防火林道等林野火災の防火施設並びに林野火災用消防資機材を整備するとともに、標識板、警報旗等の防火施設の整備を推進するものとする。

（２）「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう整備計画等を作成し、消防施設、消防設備、消防水利等の整備に努めるものとする。

（３）消防本部、消防団、自主防災組織等の連携強化に努めるものとする。

７ 避難対策

第２部地震災害対策編第２章第10節を参照。

８ 防災訓練の実施

市は、消防機関と連携して、林野火災を想定した防ぎょ訓練を実施する。また、防災関係機関、事業者、自衛消防組織及び地域住民等とも連携し、消火、救助・救急等について、より実践的な防災訓練を実施するものとする。

９ 防災知識の普及・啓発

（１）市は、福島県山火事予防運動実施要領に基づき、山火事防止強調月間等を通じて、県、林業関係機関、林業関係団体及び防災関係機関と協力して広報活動を行い、林野周辺住民及び入山者等の防災意識の啓発に努めるものとする。

（２）消防本部は、林野火災の未然防止のため予防査察を計画的に実施するとともに、立入検査を励行し管理権原者に対する防火体制の徹底について指導するものとする。

１０ 要配慮者対策

第２部地震災害対策編第２章第17節を参照。

第２節 応急対策

第１ 災害情報の収集伝達

１ 災害情報の収集

（１）市及び防災関係機関は、災害情報の収集伝達について「第２部地震災害対策編第３章第４節」の定めにより実施するものとする。

（２）市及び消防本部から県への緊急連絡は、以下の図による。

【林野火災情報伝達系統】

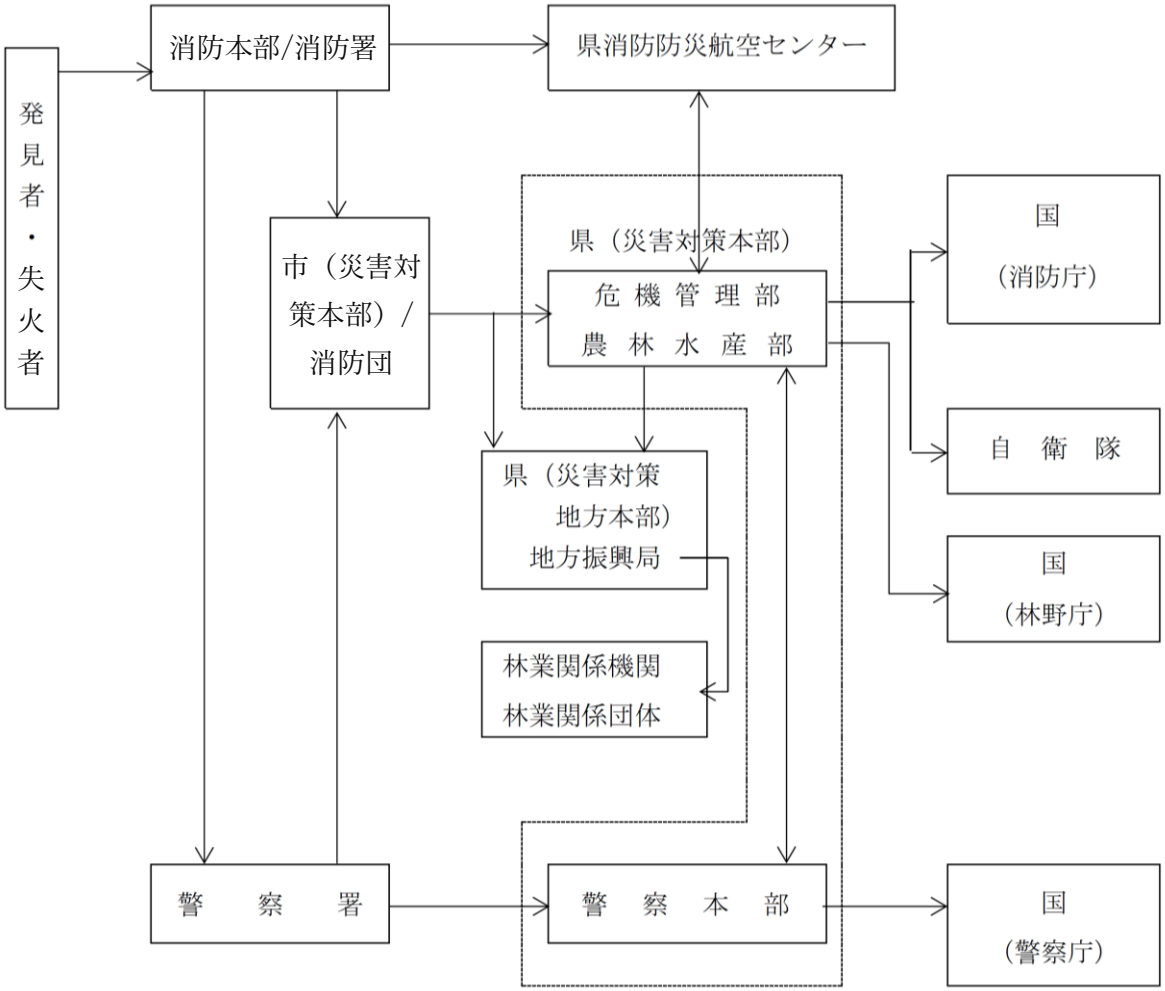

※この図の矢印は、発災初期の情報伝達のルートを示すものであるため、関係機関は、応急対策の活動に係る情報について、必要に応じ、相互に緊密な情報交換を行うものとする。

※県地域防災計画に一部加筆

２ 災害情報の伝達

市は、災害関連情報等を集約し、防災関係機関、報道機関、ライフライン･公共交通機関に逐次周知する。

市民に対しては、次の方法により、効果的な情報伝達に努める。

（１）携帯メール（緊急速報メールや防災メール）による情報伝達
（２）災害時電話発信サービスによる情報伝達
（３）防災行政無線による情報伝達
（４）ホームページ
（５）ラジオ放送
（６）ＳＮＳを活用した情報発信
（７）県防災アプリによる情報発信
（８）テレビのデータ放送（Ｌアラートの活用）

第２ 活動体制の確立

１ 市の活動体制

市は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、職員の災害現場への派遣及び状況報告、また、状況に応じ、県消防防災ヘリコプター等の応援要請を実施するものとする。

２ 相互応援協力

第２部地震災害対策編第３章第５節を参照。

３ 自衛隊の災害派遣要請

第２部地震災害対策編第３章第９節を参照。

第３ 捜索、救助・救急、医療救護及び消火活動

要救助者が発生した場合は、迅速に警察・消防機関を中心に捜索・救助等にあたり、医療機関と連携して円滑な傷病者の受入に努めるものとする。

詳細は、第２部地震災害対策編第３章第７節及び第８節、第11節を参照。

なお、林野火災においては、次の事項に留意する。

（１）市は、林野火災がその発生場所、風向及び地形等現地の状況によっては常にその変化に応じた措置をとる必要があることを考慮し、消火活動にあたっては、消防機関等と連携の上、次の事項を検討して最善の方策を講ずるものとする。

① 出動部隊の出動区域
② 出動順路と防ぎょ担当区域（地況精通者の確保）
③ 携行する消防機材及びその他の器具
④ 指揮命令及び連絡要領並びに通信の確保
⑤ 応援部隊の集結場所及び誘導方法
⑥ 応急防火線の設定

⑦ 食料、飲料水、消防機材及び救急資材の確保と補給
⑧ 交替要員の確保
⑨ 救急救護対策
⑩ 住民等の避難
⑪ 空中消火の要請
⑫ 空中消火資機材の手配及び消火体制

（２）市は、必要に応じ県消防防災ヘリコプターによる消火、偵察等を県に要請する。また、相互応援協定等に基づき、他の消防機関による応援を得て、迅速かつ円滑な消化活動の実施に努める。

第４ 交通規制措置

二次災害の発生防止、円滑な応急活動の実施、事故原因の調査究明を行うため、市は、警察及び関係機関と連携する。

第５ 避難誘導

１ 市のとるべき措置

市は、林野火災の延焼により住家等への被害拡大の危険性があると判断した場合には、人命の安全を第一に「第２部地震災害対策編第３章第10節」の定めにより、地域住民等に対し避難指示等の必要な措置を講ずるものとする。

２ 要配慮者対策

第２部地震災害対策編第３章第20節を参照。

３ 森林内の滞在者への対応

市、消防本部等は、林野火災発生の通報を受けた場合には、直ちに広報車等により広報を行うとともに、登山者、森林内での作業者等の滞在者に速やかに退去するよう呼びかけるものとする。

第６ 災害広報

市は、防災関係機関と調整し、市民に対し、災害に関する広報を実施する。

（１）最新の災害情報は、市のホームページで公表するものとし、合わせて広報チラシ、ＦＭ放送、デジタルサイネージ、ＳＮＳ、テレビ等で周知する。

（２）災害発生からの時間の経過を踏まえて、被災者の必要性に即した二次的な情報を的確に提供することとする。

（３）災害時の広報にあたっては、災害段階に応じた情報を提供する。

① 災害発生直後の広報（地震や大規模な事故・災害等の被害状況、緊急安全確保等）
② 被害状況が鎮静化した段階の広報（災害二次情報、生活支援情報等）

第７ 二次災害の防止

（１）市は、林野火災により流域が荒廃した地域の下流部において、土石流等の二次災害が発生するおそれがあることに十分留意して、二次災害の防止に努める。

（２）市は、必要に応じて国・県と連携し、降雨等による二次的な土砂災害防止のため、土砂災害等の危険箇所の点検を行うものとし、その結果、危険性が高いと判断された箇所については、住民、関係者、関係機関等への周知を図り、応急対策を行う。

（３）市は、土砂災害等の危険箇所の点検結果に基づき、警戒避難体制の整備等必要な措置を行う。

第８ 避難

「避難所・避難場所の環境整備」については、第２部地震災害対策編第３章第10節を参照。

第４章 大規模火災

第１節 予防対策

第１ 計画の目的

住宅の密集化、建築物の高層化等により、市街地における火災は大規模化する危険性が増していることから、大規模な火事による多数の死傷者等の発生といった大規模な火災に対し、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、市が実施する予防及び応急の各対策について定める。

第２ 予防対策

１ 災害に強いまちの形成

市は、火事による被害を防止・軽減するため、土地利用の規制・誘導、避難地、避難路の整備、建築物の不燃化等の施策を総合的に推進するものとする。

（１）市街地の整備

市は、老朽木造住宅密集市街地等防災上の危険な市街地の解消を図るため、土地区画整理事業、市街地再開発事業等により、防災上安全な市街地の形成を促進するものとする。

（２）防災空間の整備

市は、幹線道路や河川等との連携を図りつつ、大規模な火災の発生時に避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点等となる都市公園の計画的な配置を行うとともに、避難路及び消防活動困難区域の解消のため、十分な幅員を持った道路の整備を推進するものとする。

（３）建築物の不燃化の推進

市は、防火地域及び準防火地域の指定による防災に配慮した土地利用を図り、建築物の不燃化を推進するものとする。

２ 火災に対する建築物の安全化

（１）消防用設備等の整備、維持管理

市、消防本部、県、事業者等は、多数の人が出入りする事業所等の建築物等について、法令に適合したスプリンクラー設備等の設置を促進するとともに、当該建築物に設置された消防用設備等については、災害時にその機能を有効に発揮することができるよう定期的に点検を行うなど適正な維持管理を行うものとする。

（２）建築物の防火管理体制

市、消防本部、県、事業者等は、火災から人的、物的損害を最小限度に止めるため、学校、病院、工場等の防火対策物における防火管理者の設置について指導し、防火管理体制の強化に努めるものとする。

消防本部は、防火管理者に対し、消防計画の作成、消火、通報及び避難誘導等防火管理上必要な業務について指導を行い、防火管理体制の充実を図るものとする。

（３）建築物の安全対策の推進

① 市及び県は、特殊建築物等の防火、避難対策に重点をおいて補修、補強又は改善等の指導を行い、建築物の維持管理の適正化及び防災性の向上を図るものとする。

② 消防本部は、旅館等不特定多数の者を収容する施設（防火基準適合表示制度「適マーク」対象施設）については、予防査察時に防火安全対策について適切な指導をするものとする。

３ 気象情報の収集及び伝達

市及び県は、大規模な火災防止のため、福島県総合情報通信ネットワーク、市防災行政無線等を利用し、福島地方気象台等と連携の上、気象特別警報・気象警報・注意報の発表等気象に関する情報の迅速かつ正確な把握に努め、気象状況の変化に対応した予防対策を講ずるものとする。

４ 火災気象通報の伝達及び火災警報等

（１）福島地方気象台は、気象の状況が火災の予防上危険であると認められるときは、消防法第22条に基づき、福島県知事に対して通報する。

（２）県は、前項の通報を受けたときは、直ちにこれを市に伝えるものとする。

（３）市長は、前項の通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認められるときは、火災に関する警報を発することができる。

５ 防災情報通信網等の整備

市は、防災行政無線等の整備に努めるとともに、必要に応じて不感地帯に対応した通信機器の整備について配慮する。

６ 応援協力体制の整備

「第２部地震災害対策編第２章第19節」の定めにより、応援協力体制の整備を図るために必要な措置を講じる。

７ 捜索、救助・救急及び医療救護

市及び防災関係機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、あらかじめ、警察・消防機関及び医療機関の連絡体制の整備を図るとともに、相互の連携強化に努める。

８ 消防力の強化

（１）大規模な火災に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽の整備、プール等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努めるものとする。

（２）「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう整備計画等を作成し、消防施設、消防設備、消防水利等の整備に努める。

（３）消防本部、消防団、自主防災組織等の連携強化に努める。

９ 避難対策

第２部地震災害対策編第２章第10節を参照。

１０ 防災訓練の実施

市、県、防災関係機関は、大規模災害を想定し「第２部地震災害対策編第２章第15節」の定めにより市、県、防災関係機関、事業者、自衛消防組織及び地域住民等が相互に連携するため、消火、救助・救急等について、より実践的な防災訓練を実施するものとする。

１１ 防災知識の普及・啓発

市、県、防災関係機関は、全国火災予防運動、防災週間、建築物防災週間等を通じ、市民等に対して、大規模な火事の被害想定などを示しながらその危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及・啓発に努めるものとする。

１２ 要配慮者対策

第２部地震災害対策編第２章第17節を参照。

第２節 応急対策

第１ 災害情報の収集伝達

１ 災害情報の収集

市及び防災関係機関は、災害情報の収集伝達について「第２部地震災害対策編第３章第４節」の定めにより実施するものとする。大規模火災対応に係る関係者相互の情報伝達系統については、以下の図による。

【大規模な火災情報伝達系統】

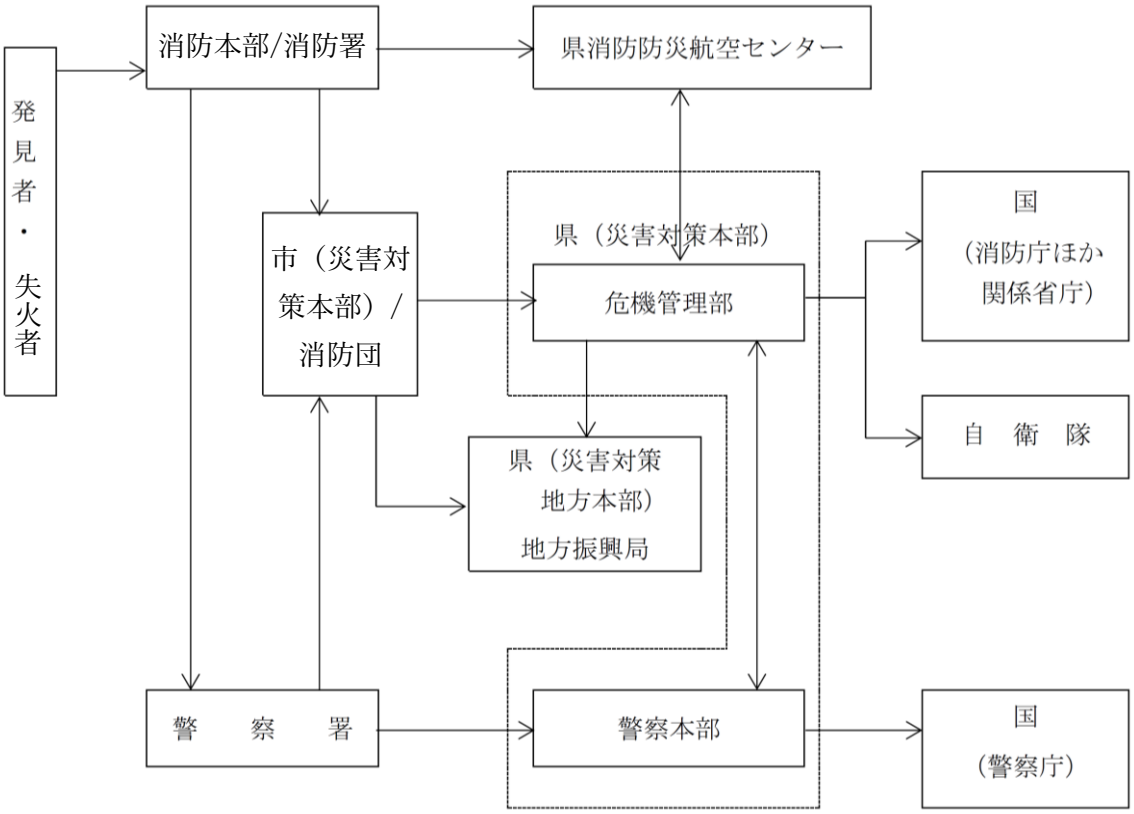

※この図の矢印は、発災初期の情報伝達ルートを示すものであるため、関係機関は応急対策の活動に係る情報について、必要に応じ、相互に緊密な情報交換を行うものとする。

※県地域防災計画に一部加筆

２ 災害情報の伝達

市は、災害関連情報等を集約し、防災関係機関、報道機関、ライフライン･公共交通機関に逐次周知する。

市民に対しては、次の方法により、効果的な情報伝達に努める。

（１）携帯メール（緊急速報メールや防災メール）による情報伝達
（２）災害時電話発信サービスによる情報伝達
（３）防災行政無線による情報伝達
（４）ホームページ
（５）ラジオ放送
（６）ＳＮＳを活用した情報発信
（７）県防災アプリによる情報発信
（８）テレビのデータ放送（Ｌアラートの活用）

第２ 活動体制の確立

１ 市の活動体制

市は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、職員の災害現場への派遣及び状況報告、また、状況に応じ、県消防防災ヘリコプター等の応援要請を実施するものとする。

２ 相互応援協力

第２部地震災害対策編第３章第５節を参照。

３ 自衛隊の災害派遣要請

第２部地震災害対策編第３章第９節を参照。

第３ 捜索、救助・救急、医療救護及び消火活動

１ 捜索、救助・救急、医療救護活動

要救助者が発生した場合は、迅速に警察・消防機関を中心に捜索・救助等にあたり、医療機関と連携して円滑な傷病者の受入に努めるものとする。

詳細は、第２部地震災害対策編第３章第７節及び第８節、第11節を参照。

２ 消火活動

消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

第４ 交通規制措置

二次災害の発生防止、円滑な応急活動の実施、事故原因の調査究明を行うため、市は、警察及び関係機関と連携する。

第５ 避難誘導

１ 市のとるべき措置

大規模な火災により住家等への被害拡大の危険性があると判断した場合には、人命の安全を第一に「第２部地震災害対策編第３章第10節」の定めにより、地域住民等に対し避難指示等の必要な措置を講ずるものとする。

２ 要配慮者対策

第２部地震災害対策編第３章第20節を参照。

第６ 災害広報

市は、防災関係機関と調整し、市民に対し、災害に関する広報を実施する。

（１）最新の災害情報は、市のホームページで公表するものとし、合わせて広報チラシ、ＦＭ放送、デジタルサイネージ、ＳＮＳ、テレビ等で周知する。

（２）災害発生からの時間の経過を踏まえて、被災者の必要性に即した二次的な情報を的確に提供することとする。

（３）災害時の広報にあたっては、災害段階に応じた情報を提供する。

① 災害発生直後の広報（地震や大規模な事故・災害等の被害状況、緊急安全確保等）

② 被害状況が鎮静化した段階の広報（災害二次情報、生活支援情報等）

第７ 避難

「避難所・避難場所の環境整備」については、第２部地震災害対策編第３章第10節を参照。

第５章 火山災害

第１節 予防対策

第１ 計画の目的

火山の噴火による死者の発生などを予防し、被害の軽減を図るための予防及び応急の各対策について定める。

第２ 予防対策

１ 住民等に対する周知・啓発

市は、県及び関係市町村と連携し、住民・登山者等への啓発方法に係る協議会等での協議を踏まえ、火山防災ハザードマップや火山防災パンフレット等の作成・配布や、協議会の構成機関との連携・協力による説明会や防災講演会などを開催し、住民・登山者等の防災意識の向上を図る。

２ 防災対策事業等の推進

火山災害による被害を防止又は軽減するため、必要に応じ次の事業等の推進を図る。

① 防災営農施設の整備
② 降灰除去事業
③ 治山治水事業
④ 砂防事業
⑤ 河川の水質汚濁防止事業
⑥ 火山現象の調査、研究及びその成果の普及

３ 総合防災訓練等に合わせた避難訓練等の実施

本市においては、河東地区の一部において、磐梯山の噴火等に伴う避難指示の対象となる可能性があることから、今後、総合防災訓練等の機会を活用し、地域住民参加型の避難訓練等の実施を検討する。

第２節 応急対策

第１ 災害情報の収集伝達

１ 災害情報の収集・伝達

火山災害に関する情報の収集及び伝達については、「第２部地震災害対策編第３章第４節」により、迅速な情報の収集及び伝達に努める。

なお、収集及び伝達する情報の事項は次のとおり。

① 人的被害及び住居被害の状況
② 要救助者の確認
③ 住民等の避難状況
④ 噴火規模及び火山活動の状況
⑤ 被害の範囲等
⑥ 避難道路及び交通の確保の状況
⑦ その他必要と認める事項

２ 噴火警報等の伝達

仙台管区気象台地域火山監視・警報センターは、24時間体制で磐梯山の観測・監視を行い、火山活動状況に応じて噴火警報等の情報を発表し、福島地方気象台から県や関係機関に伝達され、県から総合情報通信ネットワーク等により市町村へ情報提供される。

本市は、必要に応じ関係機関及び市民に対し、「磐梯山の噴火警報等の伝達系統」に記載した伝達体制により周知を図る。

磐梯山の噴火警報等の伝達系統

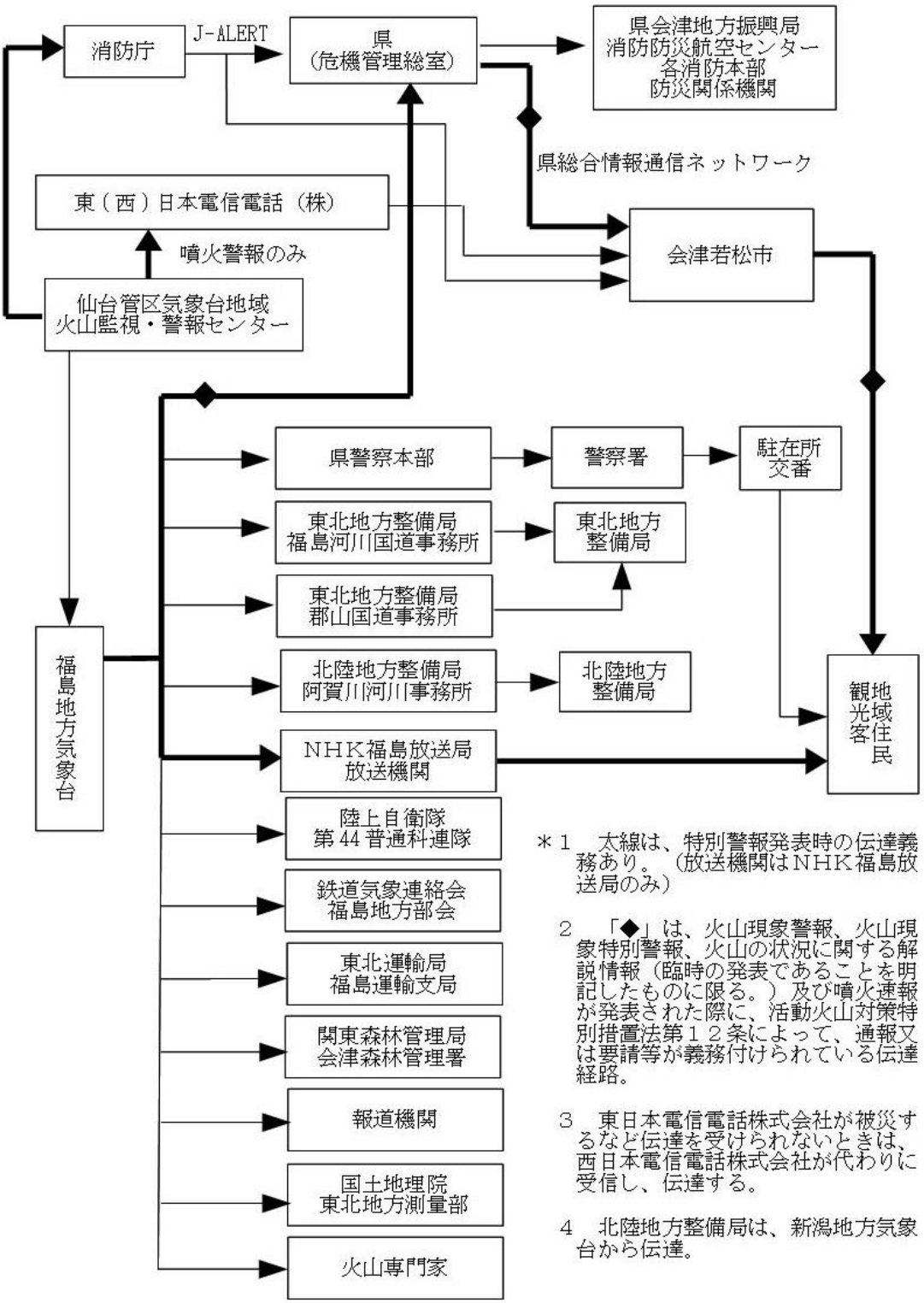

＊１　太線は、特別警報発表時の伝達義務あり。（放送機関はＮＨＫ福島放送局のみ）

２　「◆」は、火山現象警報、火山現象特別警報、火山の状況に関する解説情報（臨時の発表であることを明記したものに限る。）及び噴火速報が発表された際に、活動火山対策特別措置法第１２条によって、通報又は要請等が義務付けられている伝達経路。

３　東日本電信電話株式会社が被災するなど伝達を受けられないときは、西日本電信電話株式会社が代わりに受信し、伝達する。

４　北陸地方整備局は、新潟地方気象台から伝達。

第２ 活動体制の確立

１ 市の活動体制

市は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、職員の災害現場への派遣及び状況報告、また、状況に応じ、県消防防災ヘリコプター等の応援要請を実施するものとする。

２ 相互応援協力

第２部地震災害対策編第３章第５節を参照。

３ 自衛隊の災害派遣要請

第２部地震災害対策編第３章第９節を参照。

第３ 避難指示等の発令基準（火山災害）及び噴火警戒レベル

噴火警戒レベルは、火山活動の状況に応じた「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等の「とるべき防災対応」を５段階に区分したもので、噴火警報・噴火予報に含めて発表される。

避難情報等	発令基準	範囲
警戒レベル４ 避難指示	・噴火警戒レベル５（避難）が発表されるなど、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生又は切迫している状態にあり、生命又は身体を災害から保護する必要がある場合	融雪型火山泥流 （河東町島地区）

※降灰後の土石流等の土砂移動現象に対する避難については、噴火警戒レベルに応じた避難対応によらず、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下「土砂災害防止法」という。）に基づき国土交通省が実施する緊急調査の結果を踏まえ、火山防災協議会等で対応を協議する必要がある。

【磐梯山の噴火警戒レベル表】

種別	名称	対象範囲	レベル（ｷｰﾜｰﾄﾞ）	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報（居住地域）又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	５（避難）	・居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある	・危険な居住地域からの避難等が必要	・火口から概ね４㎞以内の居住地域に大きな噴石が飛散するような噴火が発生、あるいは切迫している ・火砕流・火砕サージ、融雪型火山泥流(※2)が居住地域に到達、あるいは切迫している 【過去事例】 1888年７月15日の噴火
			４（高齢者等避難）	・居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）	・警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者及び特定地域(※1)の避難、住民の避難の準備等が必要	・火口から概ね４㎞以内の居住地域に大きな噴石が飛散するような噴火の可能性 ・火砕流・火砕サージ、融雪型火山泥流が居住地域に影響を及ぼす噴火の可能性 【過去事例】 有史以降の事例なし
警報	噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	３（入山規制）	・居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される	・住民は通常の生活 ・登山禁止・入山規制など危険な地域への立入規制等 ・状況に応じて特定地域の避難、高齢者等の要配慮者の避難の準備等が必要	・火口から概ね２㎞以内に大きな噴石が飛散、火砕流・火砕サージが流下するような噴火の発生、又はその可能性 ・火口から居住地域近くまで、融雪型火山泥流が到達、又はその可能性 【過去事例】 有史以降の事例なし
		火口周辺	２（火口周辺規制）	・火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される	・住民は通常の生活 ・火口周辺への立入規制等 ・状況に応じて特定地域の避難等が必要	・火口から概ね１㎞以内に大きな噴石が飛散するような噴火の発生、又はその可能性 【過去事例】 2000年８月15日 日別地震回数476回、有感地震発生、GNSSによる地殻変動に若干の変化、入山規制、磐梯山ゴールドライン規制

種別	名称	対象範囲	レベル（ｷｰﾜｰﾄﾞ）	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
予報	噴火予報	火口内等	1（活火山であることに留意）	・火山活動は静穏 ・火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）	・状況に応じて火口内への立入規制、特定地域の避難の準備等が必要	・火山活動は静穏 ・状況により火口内に影響する程度の火山灰や火山ガス等の噴出

※１特定地域とは、居住地域よりも磐梯山の想定火口に近い所に位置する集客施設が含まれる地域を指す。
　居住地域より早期に避難等の対応が必要になることがある。
※２融雪型火山泥流は積雪期のみ想定される。

第４ 捜索、救助・救急、医療救護

要救助者が発生した場合は、迅速に警察・消防機関を中心に捜索・救助等にあたり、医療機関と連携して円滑な傷病者の受入に努めるものとする。

詳細は、第２部地震災害対策編第３章第８節及び第11節を参照。

第５ 交通規制措置

二次災害の発生防止、円滑な応急活動の実施、事故原因の調査究明を行うため、市は、警察及び関係機関と連携し、事故現場への立ち入り制限を実施する。

第６ 災害広報

市は、防災関係機関と調整し、市民に対し、災害に関する広報を実施する。

（１）最新の災害情報は、市のホームページで公表するものとし、合わせて広報チラシ、ＦＭ放送、デジタルサイネージ、ＳＮＳ、テレビ等で周知する。

（２）災害発生からの時間の経過を踏まえて、被災者の必要性に即した二次的な情報を的確に提供することとする。

（３）災害時の広報にあたっては、災害段階に応じた情報を提供する。

① 災害発生直後の広報（地震や大規模な事故・災害等の被害状況、緊急安全確保等）

② 被害状況が鎮静化した段階の広報（災害二次情報、生活支援情報等）

第７ 避難者の受入れ

なお、磐梯山で火山災害が発生した場合に住民等が避難する場所及び避難経路は資料編資料３-10（避難所・避難場所一覧表（４）磐梯山の噴火にかかる居住地域における避難場所（避難所）及び避難経路）に定めるものとする。

１ 他市からの避難を受け入れる場合

（１）災害時相互応援協定締結自治体、広域避難協定締結自治体などにおいて、大規模な被災等をし、被災住民受け入れの要望がある場合

（２）県が被災状況を判断し、本市に要請した場合

（３）被災市等から被災住民受け入れの要望がある場合

２ 受入れ態勢について

（１）長期避難所の活用

他市等からの避難を受け入れる場合は、原則として、市が指定する長期避難所を活用する。

（２）県との連携

災害が災害救助法の適用となった場合、避難所の設置や人的体制など、県と市の役割分担を協議し、明確化する。

第６章 航空災害

第１節 予防対策

第１ 計画の目的

航空運送事業者の運航する航空機の墜落等の大規模な航空事故による多数の死傷者等の発生といった航空災害に対し、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防及び応急の各対策について定める。

第２ 予防対策

１ 防災情報通信網等の整備

市は、防災行政無線等の整備に努めるとともに、必要に応じて不感地帯に対応した通信機器の整備について配慮する。

２ 応援協力体制の整備

「第２部地震災害対策編第２章第19節」の定めにより、応援協力体制の整備を図るために必要な措置を講じる。

３ 捜索、救助・救急及び医療救護

市及び防災関係機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定しあらかじめ、警察・消防機関及び医療機関の連絡体制の整備を図るとともに、相互の連携強化に努める。

４ 消防力の強化

「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう整備計画等を作成し、消防施設、消防設備、消防水利等の整備に努める。消防本部、消防団、自主防災組織等の連携強化に努める。

５ 防災訓練の実施

市、県、防災関係機関は、大規模災害を想定し「第２部地震災害対策編第２章第15節」の定めにより市、県、防災関係機関及び地域住民等が相互に連携するため、消火、救助・救急等について、より実践的な防災訓練を実施するものとする。

６ 要配慮者対策

第２部地震災害対策編第２章第17節を参照。

第２節 応急対策

第１ 災害情報の収集伝達

１ 災害情報の収集

市及び防災関係機関は、災害情報の収集伝達について「第２部地震災害対策編第３章第４節」の定めにより実施するものとする。

【航空機事故時における情報連絡ルート】

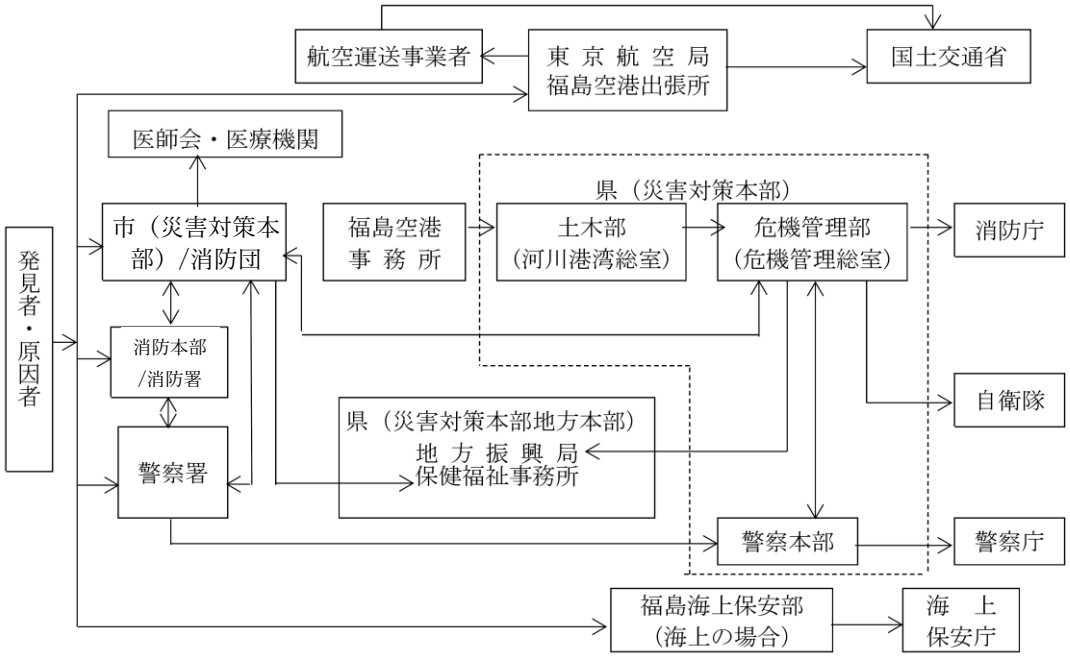

※この図の矢印は、発災初期の情報伝達のルートを示すものであるため、関係機関は、応急対策の活動に係る情報について、必要に応じ、相互に緊密な情報交換を行うものとする。

※県地域防災計画に一部加筆

２ 災害情報の伝達

市は、災害関連情報等を集約し、防災関係機関、報道機関、ライフライン･公共交通機関に逐次周知する。

市民に対しては、次の方法により、効果的な情報伝達に努める。

（１）携帯メール（緊急速報メールや防災メール）による情報伝達
（２）災害時電話発信サービスによる情報伝達
（３）防災行政無線による情報伝達
（４）ホームページ
（５）ラジオ放送
（６）ＳＮＳを活用した情報発信
（７）県防災アプリによる情報発信
（８）テレビのデータ放送（Ｌアラートの活用）

第２ 活動体制の確立

１ 市の活動体制

市は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、職員の災害現場への派遣及び状況報告、また、状況に応じ、県消防防災ヘリコプター等の応援要請を実施するものとする。

２ 相互応援協力

第２部地震災害対策編第３章第５節を参照。

３ 自衛隊の災害派遣要請

第２部地震災害対策編第３章第９節を参照。

第３ 捜索、救助・救急、医療救護及び消火活動

１ 捜索、救助・救急、医療救護活動

要救助者が発生した場合は、迅速に警察・消防機関を中心に捜索・救助等にあたり、医療機関と連携して円滑な傷病者の受入に努めるものとする。

詳細は、第２部地震災害対策編第３章第７節及び第８節、第11節を参照。

２ 消火活動

火災発生の連絡を受けたときは、速やかに火災の状況を把握して迅速に消火活動を行う。

第４ 交通規制措置

二次災害の発生防止、円滑な応急活動の実施、事故原因の調査究明を行うため、市は、警察及び関係機関と連携し、事故現場への立ち入り制限を実施する。

第５ 災害広報

市は、防災関係機関と調整し、市民に対し、災害に関する広報を実施する。

（１）最新の災害情報は、市のホームページで公表するものとし、合わせて広報チラシ、ＦＭ放送、デジタルサイネージ、ＳＮＳ、テレビ等で周知する。

（２）災害発生からの時間の経過を踏まえて、被災者の必要性に即した二次的な情報を的確に提供することとする。

（３）災害時の広報にあたっては、災害段階に応じた情報を提供する。

① 災害発生直後の広報（地震や大規模な事故・災害等の被害状況、緊急安全確保等）

② 被害状況が鎮静化した段階の広報（災害二次情報、生活支援情報等）

第７章 鉄道災害

第１節 予防対策

第１ 計画の目的

鉄道における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった鉄道災害に対し、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、市が実施する予防及び応急の各対策について定める。

第２ 災害予防

１ 鉄道の安全のための施設、設備等の整備充実

鉄道事業者は、事故災害の発生に際して、迅速かつ適切な措置を講じ、被害の拡大を防止するため、異常時における列車防護及び列車防護用具の整備、運行管理体制の充実、乗務員及び保安要員の教育訓練に努め、安全な運行の確保を図るものとする。
また、軌道や路盤等の施設の保守を適切に実施するとともに、線路防護施設の点検、整備に努めるものとする。

市、県、道路管理者、鉄道事業者等は、踏切道の立体交差化、構造の改良、踏切保安設備の整備、交通規制の実施、統廃合の促進等踏切道の改良に努めるものとする。

２ 防災情報通信網等の整備

市は、防災行政無線等の整備に努めるとともに、必要に応じて不感地帯に対応した通信機器の整備について配慮する。

３ 応援協力体制の整備

「第２部地震災害対策編第２章第19節」の定めにより、応援協力体制の整備を図るために必要な措置を講じる。

４ 鉄道施設の耐震化

鉄道事業者において、鉄道施設の耐震性を強化し、被害を最小限にとどめるよう、施設ごとに予防措置を講じるものとする。

５ 救助・救急及び医療救護

市及び防災関係機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定しあらかじめ、警察・消防機関及び医療機関の連絡体制の整備を図るとともに、相互の連携強化に努める。

６ 消防力の強化

「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう整備計画等を作成し、消防施設、消防設備、消防水利等の整備に努める。消防本部、消防団、自主防災組織等の連携強化に努める。

７ 防災訓練の実施

市、県、防災関係機関は、大規模災害を想定し「第２部地震災害対策編第２章第15節」の定めにより市、県、防災関係機関及び地域住民等が相互に連携するため、消火、救助・救急等について、より実践的な防災訓練を実施するものとする。

８ 要配慮者対策

第２部地震災害対策編第２章第17節を参照。

第２節 応急対策

第１ 災害情報の収集伝達

１ 災害情報の収集

（１）市及び防災関係機関は、災害情報の収集伝達について「第２部地震災害対策編第３章第４節」の定めにより実施するものとする。

（２）市及び消防本部から県への緊急連絡は、以下の図による。

【鉄道災害情報伝達系統】

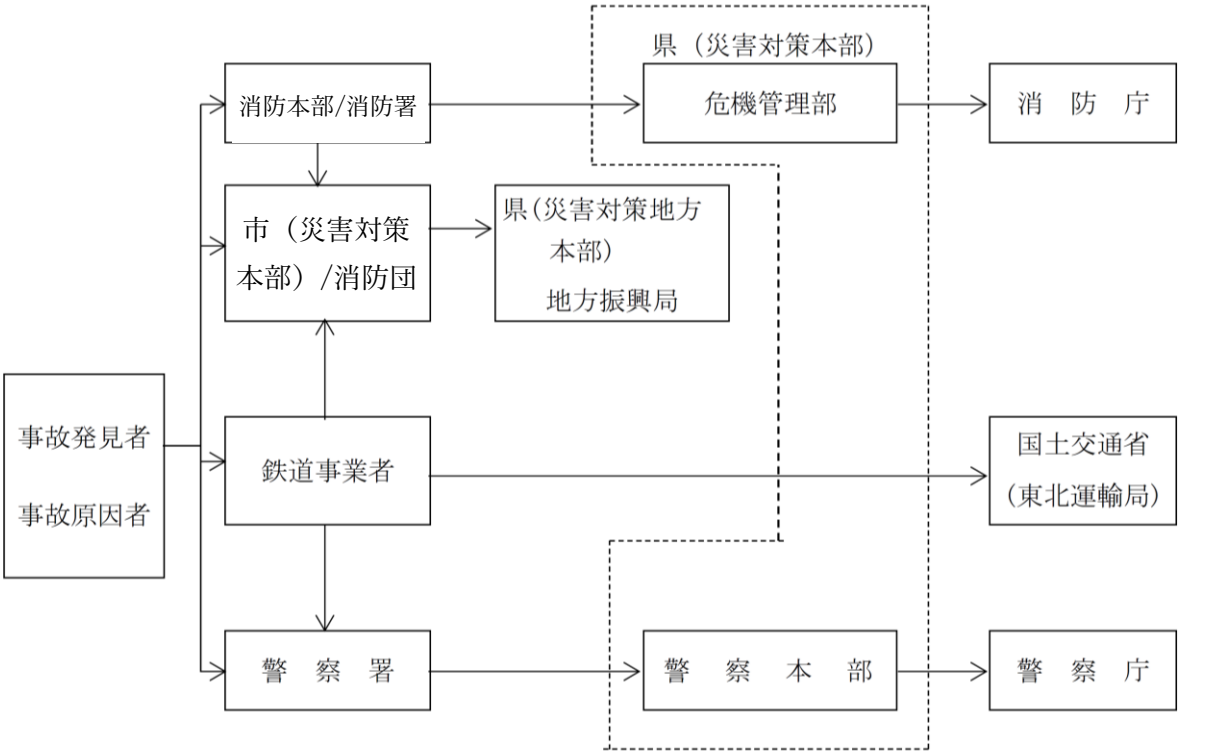

※この図の矢印は、発災初期の情報伝達のルートを示すものであるため、関係機関は、応急対策の活動に係る情報について、必要に応じ、相互に緊密な情報交換を行うものとする。

※県地域防災計画に一部加筆

２ 災害情報の伝達

市は、災害関連情報等を集約し、防災関係機関、報道機関、ライフライン･公共交通機関に逐次周知する。

市民に対しては、次の方法により、効果的な情報伝達に努める。

（１）携帯メール（緊急速報メールや防災メール）による情報伝達
（２）災害時電話発信サービスによる情報伝達
（３）防災行政無線による情報伝達
（４）ホームページ
（５）ラジオ放送
（６）ＳＮＳを活用した情報発信
（７）県防災アプリによる情報発信
（８）テレビのデータ放送（Ｌアラートの活用）

第２ 活動体制の確立

１ 市の活動体制

市は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、職員の災害現場への派遣及び状況報告、また、状況に応じ、県消防防災ヘリコプター等の応援要請を実施するものとする。

２ 相互応援協力

第２部地震災害対策編第３章第５節を参照。

３ 自衛隊の災害派遣要請

第２部地震災害対策編第３章第９節を参照。

第３ 捜索、救助・救急、医療救護及び消火活動

１ 捜索、救助・救急、医療救護活動

要救助者が発生した場合は、迅速に警察・消防機関を中心に捜索・救助等にあたり、医療機関と連携して円滑な傷病者の受入に努めるものとする。

詳細は、第２部地震災害対策編第３章第７節及び第８節、第11節を参照。

２ 消火活動

火災発生の連絡を受けたときは、速やかに火災の状況を把握して迅速に消火活動を行う。

第４ 交通規制措置

二次災害の発生防止、円滑な応急活動の実施、事故原因の調査究明を行うため、市は、警察及び関係機関と連携し、事故現場への立ち入り制限を実施する。

第５ 災害広報

市は、防災関係機関と調整し、市民に対し、災害に関する広報を実施する。

（１）最新の災害情報は、市のホームページで公表するものとし、合わせて広報チラシ、ＦＭ放送、デジタルサイネージ、ＳＮＳ、テレビ等で周知する。

（２）災害発生からの時間の経過を踏まえて、被災者の必要性に即した二次的な情報を的確に提供することとする。

（３）災害時の広報にあたっては、災害段階に応じた情報を提供する。

① 災害発生直後の広報（地震や大規模な事故・災害等の被害状況、緊急安全確保等）

② 被害状況が鎮静化した段階の広報（災害二次情報、生活支援情報等）

第８章 道路災害

第１節 予防対策

第１ 計画の目的

自然災害や道路事故等で生じる道路構造物の被災等による多数の死傷者等の発生といった道路災害に対して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、市が実施する予防及び応急の各対策について定める。

第２ 予防対策

１ 道路交通の安全のための情報の充実

道路管理者及び警察本部は、道路交通の安全確保のための情報収集、連絡体制の整備を図るとともに、道路利用者に道路施設等の異常に関する情報を迅速に提供する体制の整備に努めるものとする。

２ 道路施設等の整備

（１）道路管理者は、道路パトロール等により道路施設等の点検を行い現況把握に努めるものとする。

（２）道路管理者は、道路災害を予防するため、必要な施設の整備を図るものとする。

（３）道路管理者は、道路防災対策事業等を通じ、安全性・信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、落石防止、法面対策、迂回路やバイパスの整備等を計画的かつ総合的に実施するものとする。

３ 防災情報通信網等の整備

（１）道路管理者は、道路災害時に、施設、設備の被害情報の把握及び災害復旧のための体制の整備に努めるものとする。

（２）市は、（１）に加え、防災行政無線等の整備に努めるとともに、必要に応じて不感地帯に対応した通信機器の整備について配慮する。

４ 応援協力体制の整備

「第２部地震災害対策編第２章第19節」の定めにより、応援協力体制の整備を図るために必要な措置を講じる。

５ 捜索、救助・救急及び医療救護

市及び防災関係機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定しあらかじめ、警察・消防機関及び医療機関の連絡体制の整備を図るとともに、相互の連携強化に努める。

６ 消防力の強化

「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう整備計画等を作成し、消防施設、消防設備、消防水利等の整備に努める。消防本部、消防団、自主防災組織等の連携強化に努める。

７ 危険物等の流出時における防除活動

道路管理者等は、危険物等の流出時に的確な防除活動を行うことができるよう、資機材の整備促進に努めるものとする。

８ 防災訓練の実施

市、県、防災関係機関は、大規模災害を想定し「第２部地震災害対策編第２章第15節」の定めにより市、県、防災関係機関等が相互に連携するため、消火、救助・救急等について、より実践的な防災訓練を実施するものとする。

９ 防災知識の普及・啓発

道路管理者は、道路ふれあい月間、道路防災週間等を通じ、道路利用者に対して、災害発生時にとるべき行動等知識の普及・啓発に努めるものとする。

１０ 要配慮者対策

第２部第地震災害対策編２章第17節を参照。

第２節 応急対策

第１ 災害情報の収集伝達

１ 災害情報の収集

（１）市及び防災関係機関は、災害情報の収集伝達について「第２部地震災害対策編第３章第４節」の定めにより実施するものとする。

（２）市及び消防本部から県への緊急連絡は、以下の図による。

【道路災害情報伝達系統】

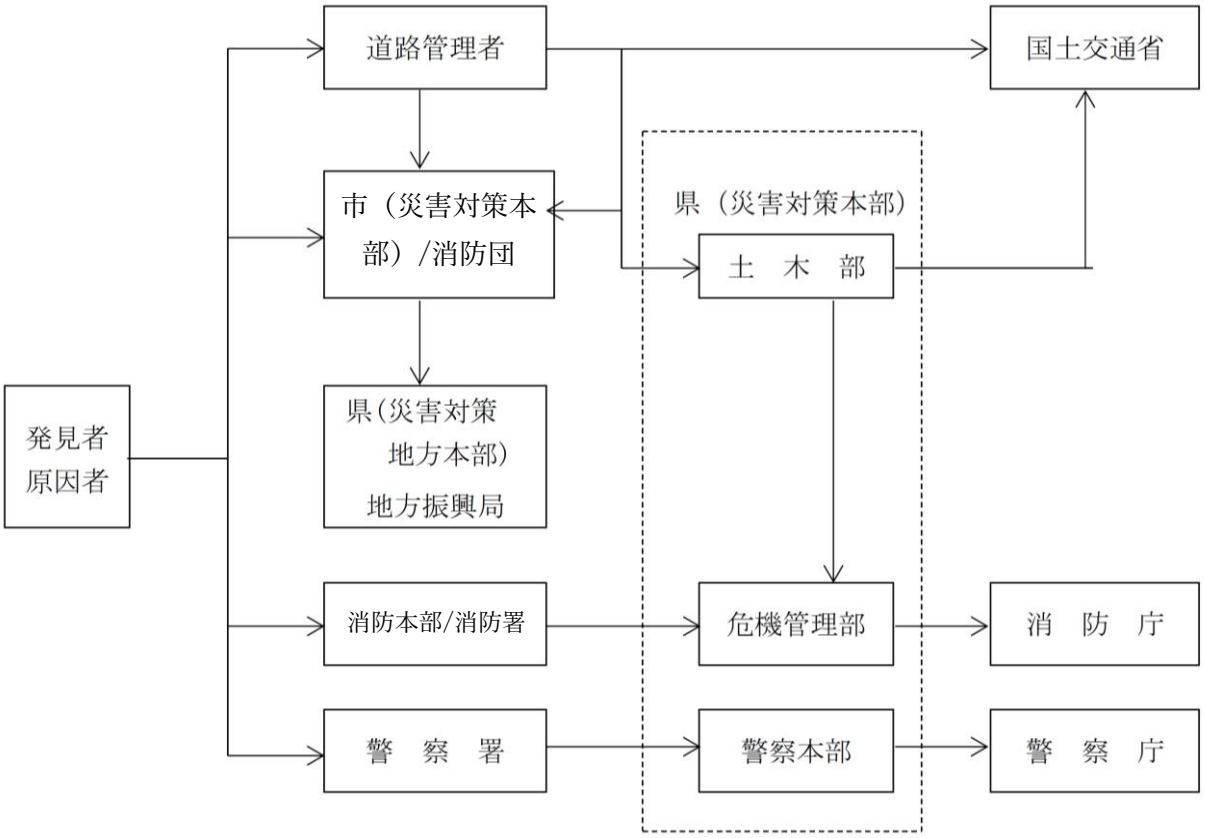

※この図の矢印は、発災初期の情報伝達のルートを示すものであるため、関係機関は、応急対策の活動に係る情報について、必要に応じ、相互に緊密な情報交換を行うものとする。

※県地域防災計画に一部加筆

２ 災害情報の伝達

市は、災害関連情報等を集約し、防災関係機関、報道機関、ライフライン･公共交通機関に逐次周知する。

市民に対しては、次の方法により、効果的な情報伝達に努める。

（１）携帯メール（緊急速報メールや防災メール）による情報伝達
（２）災害時電話発信サービスによる情報伝達
（３）防災行政無線による情報伝達
（４）ホームページ
（５）ラジオ放送
（６）ＳＮＳを活用した情報発信
（７）県防災アプリによる情報発信
（８）テレビのデータ放送（Ｌアラートの活用）

第２ 活動体制の確立

１ 道路管理者の活動体制

（１）道路管理者は、災害発生後速やかに、職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立、対策本部設置等必要な体制をとるとともに、災害の拡大防止のために必要な措置を講ずるものとする。

（２）道路管理者は、道路災害の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、パトロール、道路モニター等による情報収集を行い、被害の拡大を防ぐため、迂回路の設定、道路利用者等への情報の提供等を行うものとする。

２ 市の活動体制

市は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、職員の災害現場への派遣及び状況報告、また、状況に応じ、県消防防災ヘリコプター等の応援要請を実施するものとする。

３ 相互応援協力

第２部地震災害対策編第３章第５節を参照。

４ 自衛隊の災害派遣要請

第２部地震災害対策編第３章第９節を参照。

第３ 捜索、救助・救急、医療救護及び消火活動

１ 捜索、救助・救急、医療救護活動

要救助者が発生した場合は、迅速に警察・消防機関を中心に捜索・救助等にあたり、医療機関と連携して円滑な傷病者の受入に努めるものとする。

詳細は、第２部地震災害対策編第３章第７節及び第８節、第11節を参照。

２ 消火活動

火災発生の連絡を受けたときは、速やかに火災の状況を把握して迅速に消火活動を行う。

第４ 交通規制措置

二次災害の発生防止、円滑な応急活動の実施、事故原因の調査究明を行うため、市は、警察及び関係機関と連携し、事故現場への立ち入り制限を実施する。

第５ 危険物の流出に対する応急対策

道路災害により危険物が流出し又はそのおそれがある場合、消防本部、警察署、道路管理者等は、相互に協力して、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努める。

第６ 道路施設・交通安全施設の応急復旧

道路管理者は、迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行うものとする。

第７ 災害広報

市は、防災関係機関と調整し、市民に対し、災害に関する広報を実施する。

（１）最新の災害情報は、市のホームページで公表するものとし、合わせて広報チラシ、ＦＭ放送、デジタルサイネージ、ＳＮＳ、テレビ等で周知する。

（２）災害発生からの時間の経過を踏まえて、被災者の必要性に即した二次的な情報を的確に提供することとする。

（３）災害時の広報にあたっては、災害段階に応じた情報を提供する。

① 災害発生直後の広報（地震や大規模な事故・災害等の被害状況、緊急安全確保等）

② 被害状況が鎮静化した段階の広報（災害二次情報、生活支援情報等）

第９章 危険物等災害

第１節 予防対策

第１ 計画の目的

この計画は、危険物及び高圧ガスの漏洩、流出、火災、爆発による多数の死傷者等が発生し又は発生するおそれがある場合、毒物・劇物の飛散、漏洩、流出等による多数の死傷者等が発生し又は発生するおそれがある場合、火薬類の火災、爆発による多数の死傷者等が発生し又は発生するおそれがある場合といった危険物等災害に対し、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防及び応急の各対策について定める。

第２ 予防対策

１ 危険物等の定義

（１）危険物　　消防法第２条第７項に規定されているものとする。
（２）高圧ガス　　高圧ガス保安法第２条に規定されているものとする。
（３）毒物・劇物　毒物及び劇物取締法第２条に規定されているものとする。
（４）火薬類　　火薬類取締法第２条に規定されているものとする。

２ 危険物等施設の安全確保

危険物等の貯蔵・取扱いを行う事業者（以下、この節において「事業者」という。）は、法令で定める技術基準を遵守し、また、県及び市は、危険物等関係施設に対する立入検査の徹底により、施設の安全性の確保に努める。

３ 危険物に対する措置

（１）事業者は、消防法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、施設等の維持管理の徹底、事業所従事者に対する災害予防教育の実施、防災資機材等の整備、危険物取扱者制度の効果的運用等により自主保安体制の確立を図るものとする。
（２）市は、製造所、貯蔵所等に対する立入検査及び移送・運搬車両に対する路上立入検査を実施し、施設等の安全の確保に努めるものとする。

４ 高圧ガスに対する措置

事業者は、高圧ガス保安法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、施設等の維持管理の徹底、防災訓練の実施、事業所従事者に対する災害予防教育の実施、防災資機材等の整備等により自主保安体制の確立を図るものとする。

５ 毒物・劇物に対する措置

事業者は、毒物及び劇物取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、施設等の維持管理の徹底、事業所従事者に対する災害予防教育の実施、防災資機材等の整備等により自主保安体制の確立を図るものとする。

６ 火薬類に対する措置

事業者は、火薬類取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、施設等の維持管理の徹底、火薬類取扱保安責任者及び従事者に対する手帳制度に基づく再教育講習及び保安教育講習、防災資機材等の整備等により自主保安体制の確立を図るものとする。

７ 防災情報通信網等の整備

市は、防災行政無線等の整備に努めるとともに、必要に応じて不感地帯に対応した通信機器の整備について配慮する。

８ 応援協力体制の整備

「第２部地震災害対策編第２章第19節」の定めにより、応援協力体制の整備を図るために必要な措置を講じる。

９ 捜索、救助・救急及び医療救護

市及び防災関係機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定しあらかじめ、警察・消防機関及び医療機関の連絡体制の整備を図るとともに、相互の連携強化に努める。

１０ 消防力の強化

（１）事業者のとるべき措置

事業者は、危険物等災害による被害の拡大を最小限に留めるため、危険物の種類に対応した化学消火薬剤等の備蓄など資機材の整備促進に努めるとともに、消防活動等について、平常時から消防機関等との連携の強化をしておくものとする。

（２）市のとるべき措置

① 「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう整備計画等を作成し、消防施設、消防設備、消防水利等の整備に努める。

② 消防本部、消防団、自主防災組織等の連携強化に努める。

１１ 危険物等の大量流出時における防除活動

消防機関、関係事業者等は、危険物等が河川等へ大量に流出した場合に備えて、防除資機材を整備するとともに、災害発生時には必要に応じて応援を求めることができる体制を整備するものとする。

１２ 避難対策

第２部地震災害対策編第２章第10節を参照。

１３ 防災訓練の実施

市、県、防災関係機関は、大規模災害を想定し「第２部地震災害対策編第２章第15節」の定めにより市、県、防災関係機関、事業者、自衛消防組織及び地域住民等が相互に連携するため、消火、救助・救急等について、より実践的な防災訓練を実施するものとする。

１４ 防災知識の普及・啓発

市、県、防災関係機関は、危険物安全週間や防災関連行事等を通じ、住民等に対して、その危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及・啓発に努めるものとする。

１５ 要配慮者対策

第２部地震災害対策編第２章第17節を参照。

第２節 応急対策

第１ 災害情報の収集伝達

１ 災害情報の収集

（１）市及び防災関係機関は、災害情報の収集伝達について「第２部地震災害対策第３章第４節」の定めにより実施するものとする。

（２）市及び消防本部から県への緊急連絡は、以下の図による。

【危険物等災害情報伝達系統】

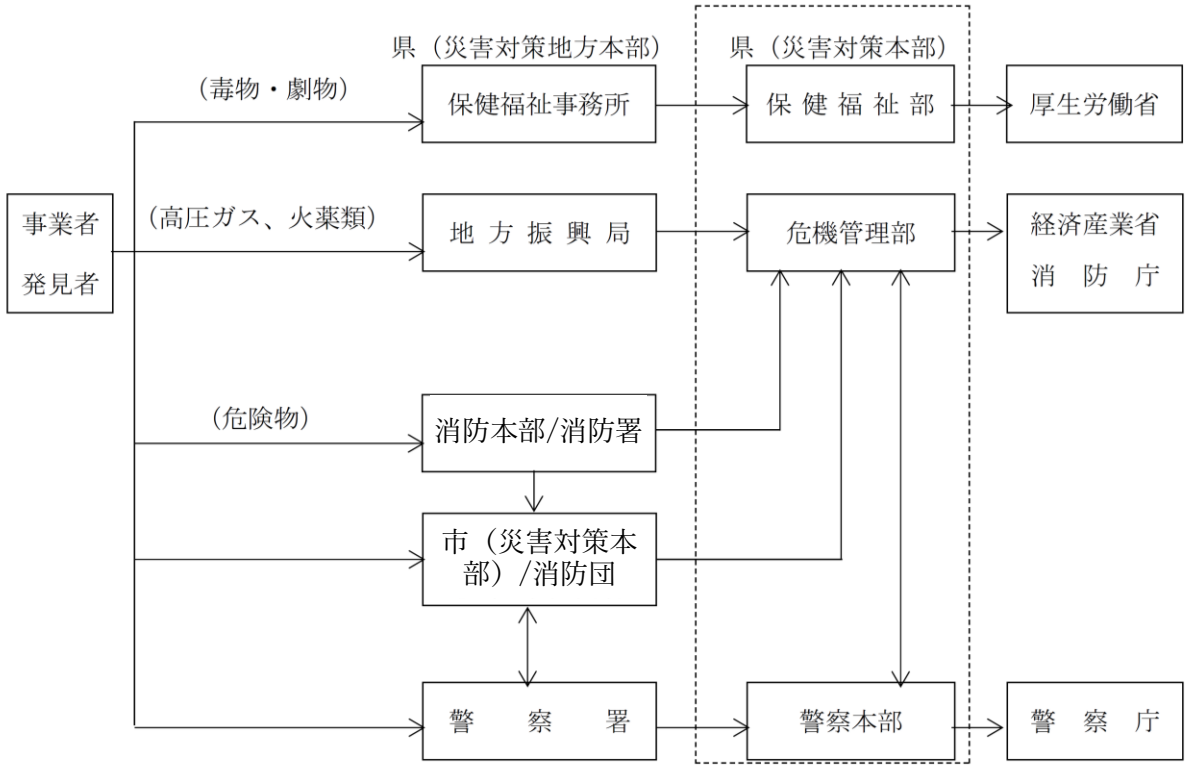

※この図の矢印は、発災初期の情報伝達のルートを示すものであるため、関係機関は、応急対策の活動に係る情報について、必要に応じ、相互に緊密な情報交換を行うものとする。

※県地域防災計画に一部加筆

２ 災害情報の伝達

市は、災害関連情報等を集約し、防災関係機関、報道機関、ライフライン･公共交通機関に逐次周知する。

市民に対しては、次の方法により、効果的な情報伝達に努める。

（１）携帯メール（緊急速報メールや防災メール）による情報伝達
（２）災害時電話発信サービスによる情報伝達
（３）防災行政無線による情報伝達
（４）ホームページ
（５）ラジオ放送
（６）ＳＮＳを活用した情報発信
（７）県防災アプリによる情報発信
（８）テレビのデータ放送（Ｌアラートの活用）

第２ 活動体制の確立

１ 市の活動体制

市は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、職員の災害現場への派遣及び状況報告、また、状況に応じ、県消防防災ヘリコプター等の応援要請を実施するものとする。

２ 相互応援協力

第２部地震災害対策編第３章第５節を参照。

３ 自衛隊の災害派遣要請

第２部地震災害対策編第３章第９節を参照。

第３ 災害の拡大防止

（１）事業者がとるべき措置

事業者は、危険物等災害時において消防機関、警察機関等の関係機関と連携を密にし、関係法及び「福島県地域防災計画一般災害対策編第３章第24節」の定めにより、的確な応急点検及び応急措置等を講ずるものとする。

（２）市がとるべき措置

市、消防本部等は、関係法及び「福島県地域防災計画一般災害対策編第３章第24節」により、危険物等災害時の危険物等の流出・拡散防止及び除去、環境モニタリングをはじめ、住民避難、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など適切な応急対策を講じるものとする。

第４ 捜索、救助・救急、医療救護

１ 捜索、救助・救急、医療救護活動

要救助者が発生した場合は、迅速に警察・消防機関を中心に捜索・救助等にあたり、医療機関と連携して円滑な傷病者の受入に努めるものとする。

詳細は、第２部地震災害対策編第３章第８節及び第11節を参照。

２ 消火活動

火災発生の連絡を受けたときは、速やかに火災の状況を把握して迅速に消火活動を行う

第５ 交通規制措置

二次災害の発生防止、円滑な応急活動の実施、事故原因の調査究明を行うため、市は、警察及び関係機関と連携する。

第６ 危険物等の大量流出に対する応急対策

市は、危険物等が河川等に大量に流出した場合には、関係機関と協力し、直ちに環境モニタリング、危険物等の処理等必要な措置を講ずるものとする。

第７ 避難誘導

危険物等災害により住家等への被害拡大の危険性があると判断した場合には、人命の安全を第一に「第２部地震災害対策編第３章第10節」の定めにより、地域住民等に対し避難指示等の必要な措置を講ずるものとする。

第８ 災害広報

市は、防災関係機関と調整し、市民に対し、災害に関する広報を実施する。

（１）最新の災害情報は、市のホームページで公表するものとし、合わせて広報チラシ、ＦＭ放送、デジタルサイネージ、ＳＮＳ、テレビ等で周知する。

（２）災害発生からの時間の経過を踏まえて、被災者の必要性に即した二次的な情報を的確に提供することとする。

（３）災害時の広報にあたっては、災害段階に応じた情報を提供する。

① 災害発生直後の広報（地震や大規模な事故・災害等の被害状況、緊急安全確保等）

② 被害状況が鎮静化した段階の広報（災害二次情報、生活支援情報等）

第９ 避難

「避難所・避難場所の環境整備」については、第２部地震災害対策編第３章第10節を参照。

第１０章 原子力災害

第１節 予防対策

災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法に基づき、東京電力ホールディングス株式会社が廃止措置計画に沿って廃炉作業を進める中、運搬に使用される容器から放射性物質や放射線が異常な水準で事業所外へ放出されることによる原子力災害を想定する必要がある。

第１ 計画の目的

市は、原子力災害から市民の健康被害を未然に防止するため、防災関係機関が実施する予防及び応急の各対策について定める。

第２ 予防対策

１ 県地域防災計画（原子力災害対策編）との関係

この計画は県地域防災計画の原子力災害対策編に基づいて作成したものであり、この計画に定めるもの以外の必要な対策については、県地域防災計画（原子力災害対策編）に準拠するものとする。

２ 防護措置

防護措置の具体的な範囲及び実施については、国の原子力災害対策本部が原子力施設から著しく異常な水準で放射性物質が放出され、又はそのおそれがある場合に、施設や放射性物質の放出の状況を踏まえて必要に応じて判断する。

県による、情報の提供、空間放射線量率の測定及び健康診断の実施等の対応を行うものとし、市は住民等への情報提供等を行う。

３ 事務及び業務の大綱

市は、関係市町村からの避難者受け入れ、避難所の立ち上げ及び運営に関することを行う。

また、消防本部は、県広域消防相互応援協定に基づく防災活動の実施に関することを行う。

４ 避難元市町村との連携

市は、「福島県原子力災害広域避難計画」（令和６年３月修正）に基づき、原子力災害発生時には原子力発電所関係周辺市町村の住民が本市に避難する可能性があることから、あらかじめ受入施設の選定等について検討しておくものとする。

また、本県以外で原子力災害が発生した場合の本市への避難者受入についても、双方の県等が定める広域避難対策を踏まえ、あらかじめ避難元市町村と協定を締結しておくものとする。

第２節 応急対策

第１ 災害情報の収集伝達

１ 災害情報の収集

市及び防災関係機関は、災害情報の収集伝達について「第２部地震災害対策編第３章第４節」の定めにより実施するものとし、緊急連絡は、以下の図による。

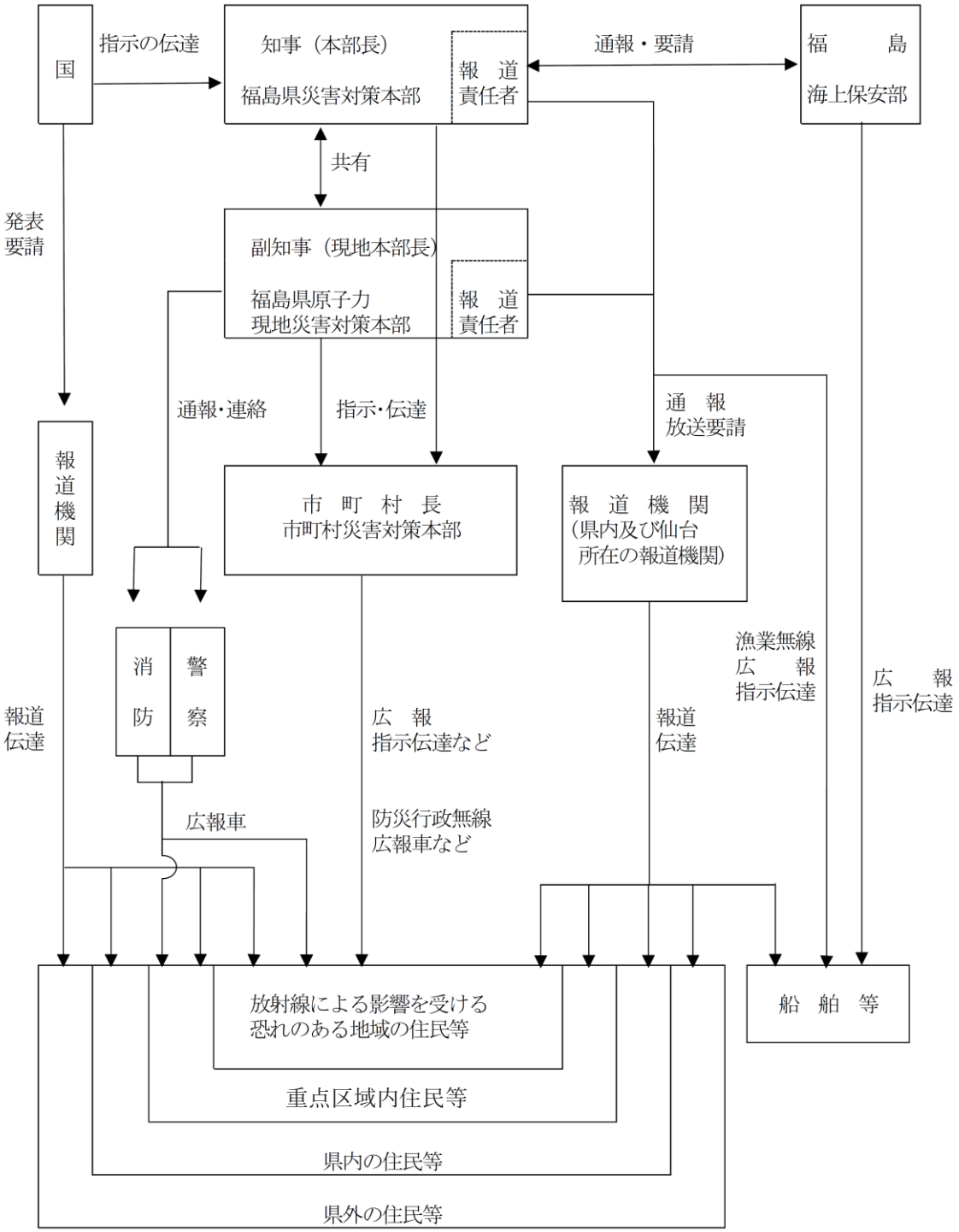

２ 災害情報の伝達

市は、災害関連情報等を集約し、防災関係機関、報道機関、ライフライン･公共交通機関に逐次周知する。

市民に対しては、次の方法により、効果的な情報伝達に努める。

（１）携帯メール（緊急速報メールや防災メール）による情報伝達
（２）災害時電話発信サービスによる情報伝達
（３）防災行政無線による情報伝達
（４）ホームページ
（５）ラジオ放送
（６）ＳＮＳを活用した情報発信
（７）県防災アプリによる情報発信
（８）テレビのデータ放送（Ｌアラートの活用）

第２ 活動体制の確立

１ 市の活動体制

市は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

２ 相互応援協力

第２部地震災害対策編第３章第５節を参照。

３ 自衛隊の災害派遣要請

第２部地震災害対策編第３章第９節を参照。

第３ 災害の拡大防止

市、消防本部等は、関係法及び「福島県地域防災計画原子力災害対策編」により、適切な応急対策を講じるものとする。

第４ 交通規制措置

二次災害の発生防止、円滑な応急活動の実施、事故原因の調査究明を行うため、市は、警察及び関係機関と連携する。

第５ 避難誘導

１ 住民避難が必要な場合の対応

市は、災害の態様により他市町村への住民の避難が必要であると認めるとき、又は、県及び国等から他市町村への避難の要請を受けたときは、風向、予測被ばく地域等を考慮した上で住民の避難先とすべき市町村を決定し、当該市町村に対し避難の受入及び避難所の設置を要請するものとする。

２ 避難者等の受入

市は、県が策定した福島県原子力災害広域避難計画に基づく避難元市町村（いわき市の一部及び大熊町からの一部）からの避難者の受入要請を踏まえ、以下の基準に基づき災害対策本部を設置する。また、災害対策本部の指示に基づき、避難所の設置、避難者の受入、避難車両の誘導、避難所の運営等を行う。

なお、県及び前述の避難元市町村以外の原子力災害対策重点区域の市町村等からの受け入れ要請についても可能な限り受け入れるものとし、避難車両の避難所までの誘導について協力する。

設置・開設する組織	設置基準
災害対策本部	・県や原子力事業者からの原子力災害発生情報を入手し、大熊町等の広域避難が予測される場合 ・県等から広域避難の受入要請がある場合 ・自主的な広域避難受入準備をする場合

第６ 災害広報

市は、防災関係機関と調整し、市民に対し、災害に関する広報を実施する。

（１）災害情報は、市のホームページで公表するものとし、合わせて広報チラシ、ＦＭ放送、デジタルサイネージ、ＳＮＳ、テレビ等で周知する。

（２）災害発生からの時間の経過を踏まえて、被災者の必要性に即した二次的な情報を的確に提供することとする。

（３）災害時の広報にあたっては、災害段階に応じた情報を提供する。

① 災害発生直後の広報（地震や大規模な事故・災害等の被害状況、緊急安全確保等）

② 被害状況が鎮静化した段階の広報（災害二次情報、生活支援情報等）